

栃木県道路交通法施行細則の制定施行について(例規通達)

(昭和47年4月19日)

(栃交企第817号・栃交指第465号・栃運第
663号栃木県警察本部長通達)

このたび、「栃木県道路交通法施行細則」(昭和40年栃木県公安委員会規則第7号)が全面改正され、昭和47年4月1日から施行された。

細則改正の趣旨および改正の要点ならびにこれが取扱い運用上の留意事項等は、次のとおりであるから部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

なお、交通規制に対する警察署長の許可に関する事務手続き等については、本通達および既達によるのほか、近く道路交通法施行取扱い規程(昭40、4、20栃木県警察本部訓令第8号)を改正し詳細規定する予定である。おつて、次の通達は廃止する。

- 1 栃木県道路交通法施行細則等の制定と施行について(昭和40年4月13日付栃交一第1076号、栃交二第736号、栃試第590号本部長通達)
- 2 郵便物の集配および電報配達に使用中の車両の取扱いについて(昭和45年5月22日付栃交指第1861号本部長通達)

記

1 細則改正の趣旨

道路交通法(以下「法」という。)ならびに同施行令、(以下「施行規則」という。)等の改正により、交通規制についての公安委員会、警察署長等の権限が整備され、また標識標示主義が採用されたほか、歩行者用道路の設定および都市交通対策等の規定が整備されたことに伴い栃木県道路交通法施行細則の関連規定を整備するために全面的に改正されたものである。

2 改正細則運用上の留意事項

改正内容は特に交通規制等の面で警察署長の権限が広められたので次の各号により慎重に運用されたい。

(1) 警察職員に対して改正細則の趣旨および内容について法令、規制との関連において、徹底した指導教養を行ない、指導取締りの面で誤りのないよう留意するとともに、警察職員は確実に規定をまもり、いやしくも民衆からそしりを受けることのないようにすること。

(2) 広報活動

地域住民および一般の通行者に対し、細則の改正点を周知徹底させるためあらゆる広報媒体を活用して周知をはかるとともに、常に講習会、座談会等を積極的に利用して改正趣旨、内容の広報、を推進すること。

特に、新たに駐車禁止、通行禁止等規制する場所については、事前広報の徹底はもちろんであるが、規制の対象から除かれる車両、署長許可対象の車両についてもあわせて広報の徹底を期すること。

(3) 指導取締り

街頭における指導取締りに当つては改正細則の趣旨、内容を納得せしめるよう指導にしつめ、趣旨が徹底されるまでの当分の間は指導に重点をおくこと。

(4) 関係機関、団体との連絡

検察庁、裁判所については改正の趣旨等を常に連絡し、運用の適正を期するよう積極的に努力すること。また学校、事業所の管理者その他関係団体等と連絡を密にし改正趣旨、内容の徹底をはかること。

3 改正の内容

(1) 第2条関係(公安委員会に対する申請等の経由先)

法、令、施行規則および本細則にもとづき公安委員会に対してする申請、届出その他の手続きは、特別の場合(免許事務の一部など)を除いては原則として所轄警察署長を経由することとなった。

(2) 第3条関係(警察署長に委任する交通規制)

法第5条第1項の規定にもとづき公安委員会が警察署長に行なわせる交通規制は、令第3条の2第1項各号に定める事項で適用期間が1か月をこえないものとされた。

この規定により、警察署長の行なう交通規制の範囲が広められたので、この規制を実施しようとする場合は、管内情勢を総合的に十分検討して事前に県本部主管課と協議のうえ適正、妥当な規制を実施するよう配慮すること。

(3) 第6条(高速道路の事務を処理する警察官の指定)

法第114条の3の規定にもとづき、高速自動車国道における交通警察の事務を処理する警察官を栃木県高速道路交通警察隊長と定められた。したがつて、法の規定による警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道に係るもの(例えば、道路工事等の協議、違法駐車車両の移動、運転免許証の仮停止等)については、高速道路警察隊長が行なうこととなる。

(4) 第7条関係(駐車禁止の特例)

駐車規制の強化に伴つて、駐停車違反の取締りについて、なおいつそう強化されることとなつたが、本条により、社会公共的要素の強いもの、その他やむを得ないものについては、駐車禁止規制の対象から除外されることになった。

このうち、第1号から第7号までに定める車両についてはおおむね外形上容易に判断できるため特に標章の交付を行なわず、第8号から第12号までの車両については申請にもとづき公安委員会から標章を交付し、掲出させることとした。

本条において、駐車規制の対象から除外された車両については、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分に限られるから、いわゆる法定駐車禁止の場所には適用されない。

(5) 第8条関係(車両の通行禁止の特例)

通行が禁止されている道路および歩行者用道路について、すべての禁止車両について通行させないとすると地域住民の日常生活に影響をおよぼすことが大きいので、郵便車、清掃用車両など社会公共性の強い車両については、通行禁止の対象から除外することとされた。

これに伴つて当該車両については、公安委員会の標章の交付を受けることとなるが、第5号に定める車両については人の生命、財産に係る緊急性を考慮して標章の交付を受けることを要しないものとされた。

本条により、この規制の対象から除外された車両であつても歩行者用道路を通行する場合には、法第9条により、特に歩行者に注意して徐行する義務があることをあらゆる機会を利用して周知徹底させ、歩行者用道路の趣旨が生かされるよう運用の面で特に留意されたい。

(6) 第9条関係(警察署長の許可)

法第8条第2項の規定により、通行を禁止されている道路において警察署長が車両の通行を許可することができるのは、令第6条に定められた理由がある場合のほか本条に定められた事情がある場合とされた。

なお、本細則第8条および本条に関する許可取扱いについては、「歩行者用道路等の規制から除外すべき車両および警察署長の許可の対象とする車両の取扱いについて」(昭和47年4月1日付栃交企第650号本部長通達)によるものとするが、特に、本条の運用にあたつては、歩行者用道路設定の本趣に鑑み、地域住民の日常生活の便益を考慮しつつ、歩行者の安全がはかられるよう適正、妥当な運用に配慮されたい。

(7) 第10条関係(駐車禁止の解除)

法第45条第1項ただし書きにより警察署長が行なう駐車許可の範囲を明らかにするとともに、その申請、手続き、警察署長の駐車許可証の交付について規定された。

第2項の「公益上または社会の慣習上」は例示であり、管轄署長において社会通念上やむを得ない事情があると認めた場合は、許可の対象となる。

本条による駐車許可は、道路標識によつて駐車を禁止されている道路の部分はもちろん、法改正前には適用されなかつた法第45条第1項各号に列記されている部分についても許可することができるが法第44条の駐停車禁止場所や他署管内の駐車禁止場所については許可することはできない。

(8) 第15条関係(運転者の遵守事項)

法第71条6号にもとづく者の遵守事項に関する規定である。

ア 本条中新たに規定されたものは、

(ア) 運転操作に支障をおよぼすおそれのあるはき物をはいて自動車または原動機付自転車を運転することを禁止された。(第1号)木製サンダルや下駄はその例示である。

したがつて、これ以外のはき物であつても、ハイヒールのようなかかとの高いもの、スパイクシューズのように靴の裏側に極端に凹凸があるもの等は、この規定の適用を受けることとなる。

(イ) 自動車を後退させる場合において、車掌助手等の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させて後方の安全を確認させることとした。(第3号)

イ 旧細則に定められていた事項で削除されたものは、

(ア) 旧細則第10条第1号「通行帯の設けられた道路で、第1通行帯以外の通行帯を行するときは、みだりに他の車両の進行を妨げるような遅い速度で進行しないこと。」

(イ) 同第4号の「乗降口のドアを開閉したまま進行し、又は交通の妨害とならないことを確認した後でなければ乗降口のドアを開閉し、若しくは開閉させないこと。」

(ウ) 同第5号の「土、砂、水、紙片、木片おがくずその他の物件をみだりに飛散し、又は落下させながら車両を運転しないこと。」

(エ) 同第10号の「法令に定められた燈火以外の燈火を点燈照射しながら自動車を運転しないこと。」

以上4点については、法に規定されたため削除された。

(9) 第16条、第17条(安全運転管理者選任の届出)

法第74条の2第2項の規定にもとづく安全運転管理者の選任届出する場合の添付書類と同法第75条第1項の規定により公安委員会が使用者に対し解任命令をする場合の様式について規定された。

(10) 第18条関係(道路における禁止行為)

旧細則第11条第8号を廃止し、あらたに「道路において洗車若しくは自動車の修理(応急修理を除く)をすること。」の規定が設けられた。

(11) 第19条(道路使用の許可を要する行為)

第9号中に新たに「花火」が加えられた。これは河原等で花火を行なうことにより多数の人がい集することが予想されるので許可の対象とされたものである。

(12) 第5章(運転免許)

運転免許に関する規定が新設された。従来、告示や内部規定により定めていたものを本細則により集約規定されたものである。